

＜原則1について＞組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	対応状況
1 大会の成功に向けたミッション・ビジョン及び団体として備えるべきガバナンスや事業に関する基本計画を策定するとともに、大会を通じて達成すべき目標を明確にした上で、これらを公表しているか。	事業計画書の中に策定し、公表している。令和7年度の事業計画書は3月理事会で決議される。中長期基本計画の中にガバナンスに関する計画を策定し、公表している。「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況」も公表している。
2 大会の実施までの時間的制約や組織委員会等の財政的制約により計画通り運用できない事態が生じた場合等の見直しの判断基準や大会の実施運営に当たっての優先順位等を定めた行動理念や行動指針をあらかじめ策定しているか。	大会事務局本部、部会で大会の準備、開催、事後で工程やタイムラインを策定している。
3 策定・明確化したミッション・ビジョン、基本計画及び大会を通じて達成すべき目標、行動理念及び行動指針については、組織委員会等の構成員や関係者等の全員の共通目標となるよう、定期的に共有・周知しているか。	大会事務局を立ち上げたうえで、定期的に全体会、分科会等を実施し、共有・周知をしている。
4 組織委員会等の設立前にマーケティング業務の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	NFの為該当しない
5 組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画を策定し公表しているか。	中長期基本計画の中に人材の採用及び育成に関する計画を策定し、公表している。
6 組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	NFの為該当しない
7 構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合には、当該出向者の具体的な人事配置につき、組織委員会等の特徴を踏まえた検討を行っているか。	NFの為該当しない
8 ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。(NFコード)	役員の中には法曹関係者または法律を専門に学んだ者が6名、職員には法律を専門で学んだ者が1名いる。
9 財務数値の適正性を確保しているか。	財政的基盤を整えるための規程を整備している。計画策定に当たっては役職員や構成員から幅広く意見を募り、財政数値の適正性を確保している。
10 大会経費のうち、組織委員会等が直接拠出する民間資金に係る経費の総額を公表しているか。大会経費のうち、公的資金による援助に係る経費の総額を公表しているか。大会終了後に、これらの経費の執行状況を公表しているか。	事業計画書、予算書、事業報告書、決算を公表している。
11 大会開催に係る収支に関する計画を策定し公表しているか。	競技会の開催にあたる予算書、事業報告書、決算を公表している。
12 事業年度毎の詳細な計画を策定しているか。	毎年度事業計画を策定している。
13 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか。(NFコード)	事業計画は各専門委員会及び事務局で原案を作成し、理事会で承認を得るプロセスとしている。

14	各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善をしているか。(NFコード)	理事会毎に各事業の進捗を報告している。
----	---	---------------------

＜原則2について＞適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである		対応状況
1	役員及び評議員の構成等における多様性は図られているか。多様性の確保を図るために、具体的な方策を講じているか。	定款細則で、理事及び評議員の助成割合及び外部理事(評議員)の割合を定めている。また、定款細則に役員(理事、監事)、評議員の就任時の年齢を70歳未満と定め、在任期間の制限も規定している。
2	外部理事(※組織委員会等においては、専門的知見(例えば、法務、会計、ビジネス等)による貢献を期待して任用された理事を指す。)の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。(NFコード) (現在の人数) ・理事の総数 人 うち外部理事 人(%) うち女性理事 人(%)	定款細則で外部理事の目標割合25%、女性理事の目標割合40%以上を定めている。また、柔道における女性活躍推進プランを策定し、2030年までに女性理事40%以上とする目標を設定している。 (現在の人数) ・理事の総数29人 うち外部理事5人(17.2%) うち女性理事8人(27.6%)
3	女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。(NFコード)	定款細則で本連盟登録者である女性3名以上を理事候補者とすることを定めている。
4	業務執行理事に女性を任用しているか。(NFコード)	法人の規模から業務執行理事を1名としており、女性の業務執行理事は任用していない。
5	評議員会を置くNFにおいては、外部評議員(※組織委員会等においては、専門的知見(例えば、法務、会計、ビジネス等)による貢献を期待して任用された評議員を指す。)及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。(NFコード)	定款細則で外部評議員の目標割合25%、女性評議員の目標割合40%以上を定めている。また、柔道における女性活躍推進プランを策定し、2030年までに女性評議員40%以上とする目標を設定している。
6	理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っているか。	定款で理事の定数を22名以上33名以内と定めており、適正な規模で実効性が確保されている。
7	理事会とは別に会議体を設置し、理事会の諮問機関に位置づける体制を採用する場合には、理事会とは別に設置した会議体が実質的に理事会としての機能や権限を持ち、又は、当該会議体が実質的に理事会を掌握しているといった事態が生じないよう、留意しているか。	理事会とは別の会議体として常務理事会を設置している。常務理事会規程で常務理事会の権限を定め、理事会の権限を侵すことが無いように留意している。
8	理事の就任時の年齢に制限を設けているか。(NFコード)	定款細則において評議員会に推薦する理事候補者の年齢を就任時に満70歳未満と定めている。
9	理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けているか。(NFコード)	定款細則において評議員会に推薦する理事候補者の在任期間を4期を超えない者と定めている。
10	独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置しているか。	役員候補者選考委員会を設置し、経営管理委員会規程においてその構成を有識者2名以内、評議員2名以内、監事1名の合計5名以内(女性委員2名以上)と定めている。

11	役員候補者選考委員会において、選考に当たり求められる役員としての資質等を明確にし、選考過程における公平性及び公正性を確保しているか。	役員としての資質等を定款細則に規定している。
12	役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定が理事会等のほかの機関から独立して行われているか。(NFコード)	経営管理委員会規程において役員候補者選考委員会の構成を有識者2名以内、評議員2名以内、監事1名の合計5名以内(女性委員2名以上)と定め、理事会から独立した機関として機能させている。
13	役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置しているか。(NFコード)	経営管理委員会規程において役員候補者選考委員会の構成を有識者2名以内、評議員2名以内、監事1名の合計5名以内(女性委員2名以上)と定めている。

＜原則3について＞組織運営等に必要な規程を整備すべきである		対応状況
1	組織委員会等及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。	NF及び役職員や構成員を適用対象とした法令及び本連盟規程類を遵守するために必要な規程を整備している。(倫理・懲戒規程、就業規則)
2	組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合には、接待贈答を受ける場合の手續に関する規程を整備しているか。	NFのため該当しない。
3	組織の意思決定が様々な会議体によってなされるために、適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程を整備しているか。	適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程として稟議規程を定めている。
4	スポンサー獲得その他のマーケティング業務に関し、スポンサーの選定方針やスポンサーの決定権限の所在等について、理事会の決定に基づいて必要な規程を整備し、当該規程に基づいた透明性のある運用がなされているか。	スポンサーはカテゴリー毎に一社としているが、現状では複数の候補からスポンサーを選定するほど集まっていない。規程の整備については今後検討する。
5	設立準備委員会においてマーケティング業務に係る方針を策定する場合には、マーケティング業務を広告代理店等の第三者に委託をするか否かやその委託の在り方についても、当該方針において定めているか。	NFのため該当しない。
6	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、組織委員会等にて第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを定めているか。第三者に対する委託業務の範囲を明確にし、当該第三者と組織委員会等のマーケティング部局との役割分担を明確に整理しているか。	大会放送局やマーケティングを委託する場合、委託業務の範囲を明確にして、役割分担を整理している。
7	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、第三者との業務委託契約において、スポンサー候補及び選定プロセスに関する第三者の報告義務を定めているか。当該契約の中で、選定プロセスにおいて組織委員会等がその意向を反映させるとともに第三者を監督する権限をもつことを明示しているか。	マーケティング権の権利行使にあたり、営業セールスシートを作成し事前にNFの了承を得るものになっている。
8	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、委託の方式につき、マーケティング収入金額の最低保証の有無、各スポンサーのスポンサーカテゴリーの調整、アクティベーションの対応等の事情を考慮した上で、大会の成功に向けて当該組織委員会等が最もメリットを享受できる方式となるよう、慎重な検討を行っているか。	スポンサーカテゴリー、営業活動、プロモーションの適正については、役職員、構成員、から幅広く意見を募り、慎重に検討を行っている。
9	選択した方式の採用について、検討経緯や選択した理由等を対外的に公表しているか。	公表をしていない。
10	調達に関し、各種法令等に抵触しないこととともに、適切に利益相反を管理できる調達の仕組みを構築しているか。組織委員会等における調達の特殊性(競技大会の実施に向けて期限の遅れなく短期間に必要な調達を全て実行しなければならないこと)を考慮した上で、調達の仕組みを構築しているか。	利益相反規程で利益相反対象該当性のある取引、対象者を定め、可能性のある事案はコンプライアンス委員会の中に設置する利益相反マネジメント委員会が審議することとしている。
11	その他組織運営に必要な規程を整備しているか。(NFコード)	組織運営に必要な各種規程を整備し、ホームページにて公開している。
12	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。(NFコード)	法人の運営に関して必要となる一般的な各種規程を整備し、ホームページにて公開している。

13	法人の業務に関する規程を整備しているか。(NFコード)	法人の業務に関する各種規程を整備し、ホームページにて公開している。
14	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか。(NFコード)	法人の業務に関する各種規程を整備し、ホームページにて公開している。
15	法人の財産に関する規程を整備しているか。(NFコード)	法人の財産に関する各種規程を整備し、ホームページにて公開している。
16	財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。(NFコード)	財政的基盤を整えるための各種規程を整備し、ホームページにて公開している。
17	役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。(NFコード)	役員の中には法曹関係者または法律を専門に学んだ者が6名、職員には法律を専門で学んだ者が1名いるが、今後も業務遂行上、必要に応じて法的知識を学ぶための外部研修等の実施を検討していく。
18	相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保しているか。(NFコード)	外部の弁護士と顧問契約を締結し、日常的に相談や問い合わせできる体制を確保している。

＜原則4について＞コンプライアンス委員会を設置すべきである		対応状況
1	コンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催しているか。	コンプライアンス委員会を2014年に設置し、定期的(年2～3回)に開催している。
2	コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践しているか。	コンプライアンス委員会が機能を発揮できるよう、その役割や権限を明確に定めている。コンプライアンス強化に係る方針や計画に策定及び推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実施している。
3	コンプライアンス委員会規程を作成し、その権限及び役割を明確にするとともに、必要な情報が集まる仕組みを構築しているか。	コンプライアンス委員会規程作成を検討中である。
4	コンプライアンス委員会の運営内容について、理事会に報告され、その監督を受けるとともに、コンプライアンス委員会からも、理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けているか。(NFコード)	コンプライアンス委員長は理事会に出席して、運営内容を報告している。理事会からも助言、提言を行う仕組みは設けられている。
5	コンプライアンス委員会の構成員に組織委員会等の実情や、スポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者を配置しているか。	法律家3名を配置しており、組織委員会等の実情や、スポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解できる委員を配置している。
6	コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は弁護士及び女性委員を配置しているか。	コンプライアンス委員会に弁護士3名、女性委員1名を配置している。

＜原則5について＞コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである		対応状況
1	コンプライアンス教育の対象となる役職員等の立場や属性に応じて、実践的な内容で継続的・計画的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関して役職員が共通認識を持つことができる仕組みを構築しているか。	役職員等の立場や属性に応じて、実践的な内容で継続的、計画的にコンプライアンス教育を実施している。
2	以下の内容を含む役員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 ①組織委員会等に適用される関係法令について ②組織委員会等がその組織運営のために整備している規程について ③不正行為の防止について ④大会運営等における選手等の安全確保について(NFコード) ⑤利益相反について(組織委員会等が定める利益相反管理のための規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。) ⑥(組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合)収賄の防止について ⑦調達過程における不当な取引制限等の競争法違反事案の発生防止について(別途「入札に関するガイドライン」や「談合を誘発しないためのマニュアル」等を作成し、それらを内容とする。)	その都度、必要なコンプライアンス教育を実施しており、本年度の役員に対するコンプライアンス教育は、コンプライアンス委員長において、必要なコンプライアンス教育を検討中である。
3	上記の内容を含む職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。	職員に対する必要なコンプライアンス教育はその都度実施している。
4	大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。	必要なコンプライアンス教育は実施している。

5	役職員や関係者の着任時のみならず、在任中少なくとも年に1回以上、人材の採用スケジュールや組織規模等も考慮しながら、適切な方法により、コンプライアンス教育を実施しているか。	役職員の着任時、年に1回以上にコンプライアンス教育を実施している。
6	対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。(NFコード)	研修資料、普及啓発のためのパンフレット等を作成している。「暴力・体罰・セクハラ問題を学ぶためのガイドブック」(2015年)、「柔道界からパワハラをなくそう」(2018年)「柔道界から暴力・体罰・セクハラをなくそう」(2022年)

＜原則6について＞法務、会計等の体制を整備すべきである		対応状況
1	組織委員会等の特殊性や大規模な競技大会の開催実務にも精通した、法律、税務、会計等の専門家を選定し、そのサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。	法律、税務、会計等の専門家と顧問契約あるいは委託契約を締結し、そのサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。
2	組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っているか。	役職員は、日常的に各種専門家に相談できる体制を構築している。
3	計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用しているか。	外部の公認会計士、弁護士と顧問契約を締結し、日常的にチェックを受けたり相談をすることが出来る体制を整備している。
4	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</li> <li>・監事には弁護士、公認会計士、税理士資格を有する者を選任している。</li> <li>・財務・経理処理において、法令及び本連盟諸規程に則った処理が行われているか、公認会計士による監査を受けるとともに、期中においては監事とのディスカッションを行い、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。</li> </ul>
5	経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する規程類を整備している。</li> <li>・外部の公認会計士による期中監査を実施するとともに、半期の時点で予算執行状況を理事会に報告している。</li> </ul>
6	各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成しているか。	公認会計士による会計監査と合わせて、監事による業務監査を受けており、監査報告書に監査結果を記載している。
7	監視機能の強化のための方策として、内部の組織である内部監査部署(内部監査室等)に加え、会計監査人を置いているか。	会計監査人は設置していない(対象義務ではない)が、独立監査人による監査を実施している。
8	各種法人法(一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。(NFコード)	監事に弁護士、公認会計士を選任している。
9	監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。(NFコード)	監事監査規程を制定し、総務課が監事の職務を補佐する旨を規定している。
10	監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築しているか。(NFコード)	監事監査規程に「監事は、必要に応じて、理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できるものとする」と規定している。

11	内部監査を職掌とする部署、会計監査人及び理事等の役員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組んでいるか。	公認会計士から会長に直接報告を行う監査報告会の場を設けている。
12	公的資金の利用に関し、自らの団体が遵守義務を負う法令・ガイドライン等の洗い出しを行い、遵守しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成元における実施要項等の定めに沿って適切に処理しており、定期的な助成元における検査を受けている。</li> <li>・補助金等の適正な使用に関する規程を定め、手続や科目など適切な経理処理を行い、独立監査人による監査を受けている。</li> <li>・JSCのスポーツ振興くじ助成、振興基金助成においては、外部の行政書士によるチェックを受けた上で報告書を提出している。</li> </ul>
13	法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、的確に運用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</li> <li>・監事には弁護士その他、公認会計士、税理士資格を有する者を選任している。</li> <li>・財務・経理処理において、法令及び本連盟諸規程に則った処理が行われているか、公認会計士による監査を受けるとともに、期中においては監事とのディスカッションを行い、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。</li> </ul>
14	収入財源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。	年初予算の策定にあたっては、事務局で作成した原案を総務委員会でチェックし、理事会の承認を得る手続を踏んでいる。また、修正予算の関しても同様の手続を経っており、半期に予算執行状況を報告し、チェックを受けている。



＜原則7について＞適切な情報開示を行うべきである	対応状況
1 財務情報等について、法令に基づく開示を行っているか。	・財務情報等について、事務所に備え置き法令に基づく開示を行っている。併せてホームページで公開している。
2 法令に基づいて開示が求められる情報以外についても、主体的かつ積極的な情報開示を行っているか。	・規程類、スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)の遵守状況等、法令で定められた以外の情報もホームページで公表し、積極的に開示している。
3 本指針の遵守状況に関する情報等を開示しているか。	本指針遵守状況の自己説明をホームページで開示している。
4 情報開示の前提として、組織委員会等自身において、業務委託先や関係ステークホルダーから直接に、大会の準備及び運営に必要な情報を適切に収集、把握するよう努めているか。	スポンサーや取引先企業について、取引する以前にホームページ等で情報を収集している。
5 原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等(プライバシー情報等は除く。)を開示しているか。(NFコード)	利益相反ポリシー及び利益相反規程、また懲罰制度に関する規程を定め、ホームページで開示している。また懲戒処分の開示については、公表基準を定め、基準に従って開示している。
6 公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について、主体的に開示しているか。(NFコード)	何人も閲覧請求できる書類に関しては、事務所に備え置くと共に、ホームページで開示している。
7 組織委員会等のウェブサイト等において情報を開示しているか。(NFコード)	ホームページで情報を開示している。

＜原則8について＞利益相反を適切に管理すべきである	対応状況
1 役職員等の関連当事者と組織委員会等との間に生じ得る利益相反に係る管理の仕組みや体制を適切に構築しているか。	利益相反規程を定め、利益相反に該当する可能性のある取引を適切に管理する体制を構築している。
2 組織委員会等の機関において利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保しているか。	法令で定められた理事との取引以外にも、利益相反の可能性のある取引について利益相反規程の定めに従い透明性を確保する体制をとっている。
3 利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約しているか。	該当事例はないが、実務上の不都合が無い取引の場合は、入札方式など公正な方法で契約するよう努めていく。
4 随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。	随意契約による場合は、実務上の不都合が無い場合は、相見積り等の取得など、公正な契約であることを証明できる資料を残すよう努めていく。
5 利益相反管理委員会等、理事会から独立した機関を設置し、必要な情報収集を行い個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断しているか。	現在は、コンプライアンス委員会の中に利益相反取引マネジメント委員会を設置する規定となっているが、独立性について今後検討していく。
6 重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。)については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているか。(NFコード)	稟議規程を定め、決裁権限を明確にし、客観性・透明性の担保に努めている。
7 定款や利益相反に関する規程において、理事の利益相反取引を適切に管理する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けているか。(NFコード)	定款及び利益相反規程において、利益相反に該当するおそれのある取引の手続きについて定めている。
8 利益相反ポリシーを作成しているか。	利益相反ポリシーを定めている。
9 利益相反ポリシーの作成に当たっては、どのような取引が利益相反関係に該当するのか(利益相反取引該当性)、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか(利益相反の承認における判断基準)について基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保しているか。	利益相反規程において、利益相反取引該当性、利益相反の承認における判断基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保している。
10 利益相反取引該当性を定めるに当たっては、法令上も利益相反に該当する基準に加えて、組織委員会等において想定される「利益相反関係」を有する者(関連当事者)についても実情に照らし適切に該当範囲に含めているか。	法令上の利益相反に加えて、利益相反規程において、実情に照らして適切な該当範囲を利益相反の疑いのある事案、対象者に含めている。

＜原則9について＞通報制度を構築すべきである	対応状況
1 独立した通報窓口を設置しているか。	独立した通報窓口を設置している。
2 通報窓口の通報対象に、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めているか。	倫理・懲戒規程で通報対象を定め、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めている。
3 通報窓口について、恒常的に役職員に周知しているか。	機関紙や大会プログラム等に掲載し、またコンプライアンス講習会等でも恒常的に周知している。
4 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。	倫理・懲戒規程において守秘義務を規定している。
5 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。	倫理・懲戒規程において相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。
6 外部通報窓口を設置しているか。	外部通報窓口を設置している。
7 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士等の外部有識者を中心に整備しているか。	通報制度の窓口は、外部の弁護士に委託している。
8 通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、できるだけ利用しやすい複数の方法を設けているか。(NFコード)	通報方法は、書面または電子メールとしている。
9 これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。(NFコード)	コンプライアンスホットライン等の受付窓口に相談、通報があれば対応している。
10 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関(原則4に定めるコンプライアンス委員会等)を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)により速やかに調査を実施しているか。(NFコード)	経営陣から独立した中立な立場の者で構成された調査チーム、懲戒委員会を設けた仕組みを構築し、速やかに調査を実施している。
11 通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等についてあらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用しているか。(NFコード)	倫理・懲戒規程において、事実の調査を実施するまでの対応、具体的な規準を定め、運用している。
12 通報窓口の対応者に男女両方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選んでいるか。(NFコード)	通報窓口には男女両方の弁護士を配置している。
13 通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証しているか。(NFコード)	コンプライアンス委員会でコンプライアンスホットラインの運用・対応方法を検証している。

14	通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底しているか。(NFコード)	コンプライアンスホットライン通報窓口において、通報者個人情報を調査関係者に明らかにしないで通報できる仕組みを構築している。
15	研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。(NFコード)	研修等の実施を通して、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付を徹底している。
16	通報窓口その他通報制度の運営は、組織委員会等の経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備しているか。(NFコード)	通報窓口その他通報制度の運営は、連盟の経営陣から独立した中立な立場のものが担当し、経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容にはアクセスできない体制を整備している。

＜原則10について＞懲罰制度を構築すべきである	対応状況
1 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知しているか。	倫理・懲戒規程において、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知している。
2 処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされているか。	処分内容の決定は、懲戒委員会において、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正に審査している。
3 規程においてあらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従っているか。	倫理・懲戒規程において処分基準を定め、規準に従い処分している。
4 組織委員会等外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直しているか。(NFコード)	倫理・懲戒規程は外部有識者、顧問弁護士などの意見を募り、理事会決議で改正されている。
5 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関(倫理委員会等)を設け、同機関(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)において、客観的かつ速やかに、処分審査(処分対象行為の該当性及び処分内容の決定)を行っているか。	弁護士等の有識者を含む経営陣から独立した立場の者で構成する懲戒委員会を設けて、処分審査を行う仕組みが構築されている。
6 調査機関の構成員又は同機関において指定した者(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)による調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。(NFコード)	利害関係を除くもので構成した調査チームを設けて、有効かつ適切な証拠により事実認定した行為を処分対象としている。
7 組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。(NFコード)	倫理・懲戒規程において守秘義務を規定している。
8 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。(NFコード)	処分対象者に対して、処分対象行為を記載した書面を交付し、弁明の機会を付与して、処分審査している。
9 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けているか。(NFコード)	処分審査を行うにあたり、処分対象行為を記載した書面を交付し、弁明の機会を付与して、処分審査している。
10 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知しているか。(NFコード)	処分結果は、処分対象者に対し、処分対象行為を記載した処分通知書、不服申立の手続き、期限を記載した書面を交付している。
11 認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知しているか。(NFコード)	可能な範囲で告知している。
12 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているか。(NFコード)	弁護士等の有識者を含む外部理事等、執行部から独立した中立な立場の者で構成すると規定している。
13 処分審査が中立な者により行われることを担保するため、処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。(NFコード)	倫理・懲戒規程において、事案について特別の利害関係を有する者を除くと規定している。

＜原則11について＞危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	対応状況
1 危機管理を専門に取り扱う部署や危機管理委員会を設けるなど、組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを策定しているか。	危機管理委員会を設置し、危機管理マニュアルを策定している。
2 危機管理マニュアルの策定に当たっては、当該組織委員会等の特徴等を踏まえ、法令違反か否かに留まらず、レピュテーションリスクも含めて、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制についても規定しているか。	危機管理マニュアルには、不祥事の他、自然災害や事故、感染症、犯罪(テロ)対策を含み、これらのリスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制についても規定している。
3 危機管理マニュアルは、外部の有識者の意見を適切に反映した内容となっているか。	危機管理マニュアルは理事会等から独立した危機管理委員会で策定した。
4 危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行うことができるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。(NFコード)	コンプライアンス委員長が危機管理委員長を兼任して機動的に対応できる体制としている。
5 危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり、緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的実施したりするなど、平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込んでいるか。(NFコード)	緊急時対応(迷子、ケガ、急病、盗難、拾得物・遺失物、火災・事故、地震)は運営マニュアルに明記されている。詳細については大会事務局に周知しており、関係企業を含む全体会で定期的に周知を行っている。大会事務局内に設置されている医療衛生部会は怪我、救急搬送の訓練を大会時に行っている。
6 不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。	不祥事が発生した場合、危機管理委員会が速やかに調査体制を構築する仕組みとしている。
7 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行っているか。	重大な不祥事の端緒を認識した場合、適時、適切な事実調査を実施し、根本的な原因究明を行っている。
8 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、外部専門家とも連携した上で、適切なタイミングで、当該不祥事に関する必要な情報開示を行っているか。	重大な不祥事の端緒を把握した場合、適時、適切な情報開示をおこなっている。
9 組織委員会等が解散した後に不祥事が発生又は発覚した場合においては、原因解明や再発防止策の策定等を速やかに実施することができるよう、具体的な対応方針等についてあらかじめ関係当事者間において整理して合意しているか。	NFの為該当しない
10 調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者・監督者につき、調査委員会等有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者・監督者を適切に処分しているか。(NFコード)	役員、登録会員、また職員を対象として処分規程を定めている。
11 再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。(NFコード)	役員、職員、強化選手・スタッフ、指導者、審判員に向けて、定期的にコンプライアンス研修を実施している。
12 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表しているか。(NFコード)	再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかの改善状況を定期的に公表していない。

13	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成しているか。(NFコード)	第三者を委員とする調査委員会を設置する場合は、理事会から独立した危機管理委員会がこれを構築することと定めている。
14	第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。	第三者を委員とする調査委員会を設置する場合は、理事会から独立した危機管理委員会がこれを構築することと定めている。